

平成27年3月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 千葉文彦

平成26年(行ケ)第23号 選挙無効請求事件

(口頭弁論終結日 平成27年2月6日)

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求の趣旨

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の東京都第1区ないし第25区、茨城県第1区ないし第7区、栃木県第1区ないし第5区、群馬県第1区ないし第5区、埼玉県第1区ないし第15区、千葉県第1区ないし第13区、神奈川県第1区ないし第18区、新潟県第1区ないし第6区、山梨県第1区及び第2区、長野県第1区ないし第5区、静岡県第1区ないし第8区における選挙をいずれも無効とする。

#### 第2 事案の概要

1 本件は、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、東京都第1区ないし第25区、茨城県第1区ないし第7区、栃木県第1区ないし第5区、群馬県第1区ないし第5区、埼玉県第1区ないし第15区、千葉県第1区ないし第13区、神奈川県第1区ないし第18区、新潟県第1区ないし第6区、山梨県第1区及び第2区、長野県第1区ないし第5区、静岡県第1区ないし第8区（以下合わせて「本件各選挙区」という。）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りを定めた公職選挙法の規定は、人口比例に基づくものではないため憲法に違反して無効であるから、これに基づき施行された本件選挙

の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、本件各選挙区における選挙を無効とすることを求める訴訟である。

## 2 前提事実

当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

### (1) 本件選挙について

ア 本件選挙の小選挙区選挙は、平成26年12月14日、公職選挙法（平成25年法律第68号による改正後のもの。）13条1項及び別表第1（以下「本件区割規定」という。）に基づいて施行された。

イ 原告らは、それぞれ、本件各選挙区のうち別紙当事者目録原告欄記載の選挙区の選挙人である。

ウ 本件選挙当日における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数（有権者数）の最大較差は、最小の宮城県第5区と最大の東京都第1区との間で1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は13選挙区であった（乙1）。

### (2) 公職選挙法の定め（小選挙区の区割規定）について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）は、衆議院議員の選挙制度につき、中選挙区単記投票制を採用していたが、平成6年の公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）及びその一部を改正する法律（平成6年法律第10号及び同第104号）により、小選挙区比例代表並立制に改められた。

本件選挙施行当時の公職選挙法によれば、衆議院議員の定数は475人であり、そのうち295人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（同法4条1項）、小選挙区選挙については、全国に295の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされている（同法13条1項、別表第1）。

(3) 区画審設置法の定め（区割基準）について

前記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号。以下、「区画審設置法」という。）は、内閣府に衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）を設置し（同法1条），区画審は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものと定めている（同法2条）。

選挙区の改定に関する区画審の勧告は、統計法5条2項本文（平成19年法律第53号による改正前の統計法では4条2項本文）の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものと定められているが（区画審設置法4条1項），区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、この定めにかかわらず、勧告を行うことができるとされている（同条2項）。

平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法3条（以下「旧区画審設置法3条」という。）は、上記の選挙区の改定案の作成に当たって、その選挙区の区割りの基準について、①各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものと定める（同条1項）とともに、②各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下、このことを「1人別枠方式」という。），これに、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた（同条2項。以下、①及び②の区割基準を併せて「旧区割基準」といい、この規定を「旧区割基準規定」ともいう。）。

(4) 公職選挙法の改正（平成14年区割規定の制定）

区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査の結果に基づき、平成13年12月、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、旧区割基準に基づき、各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告した。これを受け、平成14年7月、区画審の勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が成立した（以下、この改正後の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「平成14年区割規定」という。）。

平成14年区割規定の基礎とされた平成12年の上記国勢調査の結果による同規定における選挙区間の人口の最大較差は、人口の最も少ない高知県第1区と人口の最も多い兵庫県第6区との間で1対2.064であった。

平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）の小選挙区選挙は、平成14年区割規定による選挙区割りの下で施行された。同選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっていた選挙区は45選挙区であった。

#### （5）平成23年大法廷判決

このような状況の下で施行された平成21年選挙について、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、旧区割基準のうち、1人別枠方式に係る部分及び同区割基準に従って改定された平成14年区割規定の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、これらの状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、旧区割基準規定及び平成14年区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是

正のための合理的期間内に上記の状態を解消するために、できるだけ速やかに旧区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って平成14年区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

(6) 区画審設置法の改正（新区割基準の制定）

平成24年11月16日、公職選挙法及び区画審設置法を改正する平成24年法律第95号（以下「平成24年改正法」といい、同法による改正後の区画審設置法を「新区画審設置法」という。）が成立し、同月26日、公布された。

平成24年改正法は、旧区割基準のうち、旧区画審設置法3条2項を削除して1人別枠方式を廃止するとともに、各都道府県の選挙区数の0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減すること）等を内容とするものであり、附則において、①旧区画審設置法3条2項を削除する改正規定は公布日から施行するものとする一方で、②各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用するものとし、③0増5減を前提として、区画審が選挙区間の人口較差が2倍未満となるように選挙区割りを改める改定案の勧告を公布日（平成24年11月26日）から6月以内に行うこと、政府はその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講すべきことを定めた（附則3条）。この改正により、旧区画審設置法3条1項が同改正後の区画審設置法3条（以下「新区画審設置法3条」という。）となり、同条においては前記①の基準のみが区割基準として定められた（以下、この区割基準を「新区割基準」という。）。

平成24年改正法の成立と同日である平成24年11月16日に衆議院が解散され、同年12月16日に衆議院議員総選挙（以下「平成24年選挙」という。）が施行されたが、上記のとおり、平成24年改正法の改正内容に沿

った選挙区割りの改定には新たな区画審の勧告及びこれに基づく別途の法制上の措置を要し、平成24年選挙の施行までに新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、平成24年選挙は前回の平成21年選挙と同様に、平成14年区割規定による選挙区割りの下で施行された。

平成24年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっていた選挙区は72選挙区であった。

#### (7) 公職選挙法の改正（本件区割規定の制定）

区画審は、平成24年改正法附則の規定に従って、平成25年3月28日、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告を行った。この改定案は、上記附則の規定に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった（乙2）。

この勧告に基づき、同年6月24日、平成24年改正法の一部を改正する平成25年法律第68号（以下「平成25年改正法」という。）が成立し、同月28日に公布されて施行され、これに基づき、同年7月28日、各都道府県の選挙区数の0増5減及びこれを踏まえた選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定が施行された。

これにより、各都道府県の選挙区数の0増5減とともに区画審の改定案のとおりの選挙区割りの改定が行われ、本件区割規定が制定された。

本件区割規定の下における、平成22年10月に実施された国勢調査（以下「平成22年国勢調査」という。）の結果による選挙区間の人口の最大較差は、1.998倍である。

#### (8) 平成25年大法廷判決

前記(6)のような状況の下で施行された平成24年選挙について、最高裁平

成25年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁（以下「平成25年大法廷判決」という。）は、平成24年選挙時において、前回の平成21年選挙時と同様に、平成14年区割規定による選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、平成24年選挙までに、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められており、国会における是正の実現に向けた取組みが平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできず、平成24年選挙において憲法上要求される合理的期間を超過したものと断することはできないと判示した。

### 3 原告らの主張

- (1) 本件区割規定は、憲法56条2項、1条、前文第1文によって要求される人口比例選挙の保障に反する配分となっているから、憲法に違反し、憲法98条1項により無効である。
- (2) 本件区割規定は、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決が判示したとおり、憲法の投票価値の平等の要求に反する1人別枠方式に係る部分を廃止する区割配分になつてないので、上記各大法廷判決に違反し、憲法98条1項により無効である。
- (3) そもそも、最高裁判決にいう「合理的期間の判例法理」自体が、憲法に違反しており、憲法98条1項により、その効力を有しないものである。

仮に上記の判例法理によるとしても、上記平成25年大法廷判決が合理的期間の始期であると説示した平成23年大法廷判決の言渡日（平成23年3月23日）から、本件選挙の施行日（平成26年12月14日）までには、3年8か月22日が経過しているのであり、区画審設置法4条1項によれば、区画審は、選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣に対するその勧告を、国勢調査の結果による人口が最初に官報に公示された日から1年以内に行うも

のとすると定められ、また、平成24年改正法附則3条3項によれば、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が同改正法の施行日から6か月以内に行われることが予定されていたことに照らせば、既に合理的期間は経過しているから、本件区割規定は無効である。

また、国会議員は、選挙区割りの改正立法のための国会での活動において、国家機関として、裁量権を遅滞なく、合理的に行使するように要求されているところ、自らの身分の喪失に関わる新たな選挙区割りに反対するという私益のために改正立法作業を遅延させることは憲法99条の憲法尊重擁護義務に違反するものであって、「合理的期間」の判断にあたって考慮すべきではない。

(4) 最高裁判決が採用する「事情判決の判例法理」については、事情判決を規定する行政事件訴訟法31条の準用を排除する公職選挙法219条に違反し、裁判官が「事情判決の判例法理」を採用することは、裁判官の法律遵守義務を規定する憲法76条3項に違反し、また、「事情判決の判例法理」は憲法98条1項にも違反し、同項により無効である。

したがって、本件区割規定に基づく本件選挙のうち、本件各選挙区における選挙は無効である。

#### 4 被告らの主張

(1) 本件区割規定の定める選挙区割り（以下「本件選挙区割り」という。）が憲法の投票価値の平等の要求に反しないこと

本件区割規定は、平成23年大法廷判決において、平成14年区割規定の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあると判断されたことを踏まえ、1人別枠方式を廃止して新区割基準を定めた平成24年改正法に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提に、各選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口を基準として、当該人口の2倍未満となるように、17

都県の42選挙区において選挙区割りを改定する平成25年改正法による改正後の区割規定であって、上記改定により平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差は2倍未満（1.998倍）に縮小された。

したがって、前記の各改正法及びそれらの施行により、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消されたものである。

もっとも、本件区割規定に関する平成25年改正法施行（平成25年7月28日）から約1年4か月後の本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は2.129倍であった。しかし、選挙区割りの改定は、選挙区の安定が選挙人及び候補者双方の便宜に資するとの観点から、原則として10年ごとに行われる大規模国勢調査に基づいて行われることとされ（区画審設置法4条1項），改定後の人口変動による選挙区間の人口較差の拡大は一定程度避け難いものである。

以上のような選挙区割りの改正の経緯、一定程度の人口較差の拡大は避け難いこと、本件選挙当時の較差の程度等の諸事情を考慮すれば、本件選挙時において、本件区割規定が定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえない。

## （2）憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたとはいえないこと

憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたか否かは、裁判所において投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとの判断が示されるなど、国会が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態となつたことを認識し得た時期を基準として、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである。

これを本件についてみると、本件区割規定による本件選挙区割りについては、平成24年改正法及び平成25年改正法による改正により、平成22年

国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小された。上記の法改正については、平成25年大法廷判決も、このような漸次的な見直しを重ねることによって憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正を実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解される旨判示している。そして、平成25年大法廷判決の指摘するように1人別枠方式の構造的な問題についても、同大法廷判決自身が、今後の国勢調査の結果を踏まえた区割りの見直しを想定していたのであって、その間の人口変動により選挙人数の最大較差が一定程度拡大することも避け難いものであり、また、衆議院に設置された衆議院選挙制度に関する調査会（以下「選挙制度調査会」という。）において、今後の人口変動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようするため、解散前の衆議院議員の任期である平成28年12月を念頭に答申を行うべく、選挙制度の改革に向けた検討が重ねられてきたところであり、今後も引き続き議論が進展していく見通しである。このような事情によれば、国会が、今後の国勢調査の結果や、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた所要の適切な是正の措置を講ずることが十分に見込まれる状態にあつたものというべきである。

以上によれば、仮に本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であると評価されたとしても、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たものとはいえないし、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたともいえないものである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件区割規定の憲法適合性の判断枠組みについて

(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する

絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方針その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされている（43条2項、47条）。したがって、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、やむを得ないものと解される。

そして、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解される（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民

集39巻5号1100頁，最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁，最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁，最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁，最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁，平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決参照)。

(2) 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題については，①定数配分又は選挙区割りが，前記(1)のような諸事情を総合的に考慮した上で，投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か，②上記の状態に至っている場合に，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か，③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に，選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するとどめるか否かという段階的な判断の枠組みに従って審査を行うのが相当である。このような判断を行う方法を採用するのは，憲法が予定している司法権と立法権との関係に由来するものということができる。すなわち，裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても，自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく，その是正是国会の立法によって行われることになるものであり，是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しております，自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。換言すれば，裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより，国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが憲法の趣旨に沿うものというべきである。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと，前記①の段階において，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば，国会はこれを受けて是正を行う責務を負うところ，前記②の段階において，憲法上要求される合理的

期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組みが司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであつたといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決）。

2 そこで、これを本件について検討するに、前記第2の2の前提事実、後掲証拠、当裁判所に顕著な事実及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成23年大法廷判決

平成21年選挙の小選挙区選挙は、平成14年区割規定による選挙区割りの下で施行されたが、平成21年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。

このような状況の下で施行された平成21年選挙に係る平成23年大法廷判決は、前記1の判断枠組みに立った上で、選挙区の改定案の作成に当たり、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方で、平成21年選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が拡大していたのは、各都道府県にあらかじめ1の選挙区数を割り当てる同条2項の1人別枠方式がその主要な要因となっていたことが明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された1人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び同区割基準に従つて改定された平成14年区割規定の定める選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至

っていたと判示した。そして、同判決は、これらの状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいはず、旧区割基準規定及び平成14年区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に上記の状態を解消するために、できるだけ速やかに旧区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿つて平成14年区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

## (2) 区画審設置法の改正（新区割基準の制定）

平成23年大法廷判決を受けて、是正の方策について、各政党による検討を経た上で、平成23年10月以降、衆議院選挙制度に関する各党協議会の会合が十数回開催されて政党間の協議が行われた。その間、投票価値の較差の是正のほか、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革の問題をめぐって検討が重ねられたが、いずれについても成案を得られないまま、平成22年国勢調査の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限である平成24年2月25日を経過した。

その後は区画審が選挙区割りの改定案の検討に着手するための法改正の作業が優先され、同年6月及び7月に複数の政党の提案に係る改正法案がそれぞれ第180回国会に提出されたが、これらの改正法は、比例代表選挙の総定数の削減及び小選挙区選挙との連用制の採否をめぐる政党間の意見対立のため、同国会の会期中にはいずれも成立に至らなかつた。そして、同年10月に召集された第181回国会において、継続審議とされていた旧区画審設置法3条2項を削除して1人別枠方式を廃止するとともに、各都道府県の選挙区数の0増5減のみを内容とする改正法案が、同年11月15日に衆議院で可決され、翌16日の衆議院解散の当日に参議院で可決されて平成24年改正法として成立した。

### (3) 平成24年選挙の施行

平成24年改正法の成立と同日である平成24年11月16日に衆議院が解散され、その1か月後の同年12月16日に平成24年選挙が施行されたが、平成24年改正法の改正内容に沿った選挙区割りの改定には新たな区画審の勧告及びこれに基づく別途の法律の制定を要し、平成24年選挙の施行までに新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、平成24年選挙は前回の平成21年選挙と同様に、平成14年区割規定による選挙区割りの下で施行された。

平成24年選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差を見ると、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区であった。

### (4) 公職選挙法の改正（本件区割規定の制定）

区画審は、平成25年3月28日、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告を行い、内閣は、同年4月12日、この勧告を受けて、平成24年改正法に基づき、同改正法のうち各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする平成24年改正法の一部を改正する法律案を第183回国会に提出し、この改正法案は、平成25年6月24日、平成25年改正法として成立した。

平成25年改正法は、同月28日に公布されて施行され、その1か月後の同年7月28日、同改正法による改正後の平成24年改正法中の各都道府県の選挙区数の0増5減及びこれを踏まえた区画審の改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定が施行された。

これにより、各都道府県の選挙区数の0増5減とともに区画審の改定案の



とおりの選挙区割りの改定が行われ、各選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口の2倍未満となるように17都県の42選挙区で選挙区割りが改定されて、本件区割規定が定められた。本件区割規定の下での平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は、1.998倍である。

#### (5) 平成25年大法廷判決

平成24年選挙に係る平成25年大法廷判決は、平成24年選挙が、平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた平成14年区割規定による区割りの下で再び施行されたものであること、平成24年選挙時には、選挙区間の較差は平成21年選挙時よりも更に拡大して最大較差が2.425倍に達していたこと等に照らせば、平成24年選挙時において、前回の平成21年選挙時と同様に、平成14年区割規定による区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとした上で、平成24年選挙までに、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められており、前記1のような司法権と立法権との関係を踏まえ、考慮すべき諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組みが平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、平成24年選挙において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできないと判示した。

#### (6) その後の選挙制度改正に係る取組みについて

平成25年大法廷判決後、国会において、与野党による選挙制度実務者協議により、選挙制度改革について検討が重ねられたが、意見集約に至らなかつた。そこで、平成26年6月19日、衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査、検討等を行うための有識者による衆議院議長の諮問機関として、選挙

制度調査会が設置された。諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方途、現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点であり、選挙制度調査会はこの諮問事項について調査、検討し、意見を集約して議長に答申し、衆議院の各会派はこの答申を尊重するものとされ、答申の時期については、当時の衆議院議員の任期（平成28年12月）を念頭に、立法作業や周知期間を考えて答申をすべきこととされた（乙3、4）。

選挙制度調査会は、設置後、平成26年9月11日、同年10月9日、同月20日、同年11月20日に開催され、第1回の会合で座長の選任や運営細則の承認、全体スケジュールの決定等が行われ、第2回以降は、主に衆議院小選挙区の一票の較差について議論がされた（乙5ないし8）。

#### (7) 衆議院の解散及び本件選挙の施行

第4回の会合が行われた翌日である平成26年11月21日、衆議院が解散され、同年12月14日に本件選挙が施行された。

本件選挙当日における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数（有権者数）の最大較差は、最小の宮城県第5区と最大の東京都第1区との間で1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は13選挙区であった。

#### (8) 本件選挙後の事情

前記衆議院の解散により選挙制度調査会は休止されることとなったが、衆議院の各政党は、解散と同日に行われた衆議院議院運営委員会の理事懇談会において、本件選挙後に選挙制度調査会を再開することを合意し、本件選挙後に選任された衆議院議長も、同年12月24日、選挙制度調査会を存続させた上で、衆議院として結論を急ぐ考えを示し、衆議院議院運営委員会は、同月26日、選挙制度調査会を存続する方針を確認し、平成27年以降に議論を再開することを決め、平成27年2月9日及び同年3月3日に会合が開

かれることとなっている。同調査会では、実質討議が開始された第2回以降は主に一票の較差是正の方途について議論がされている（乙9ないし11）。

3 本件区割規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているかについて

前記1で述べたとおり、憲法は、投票価値の平等を要求しているが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されており、小選挙区選挙の具体的な選挙区を定めるに当たり、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところ、選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

これを本件についてみると、前記2に認定したとおり、公職選挙法の区割規定については、平成14年区割規定に係る平成23年大法廷判決が、選挙区間の投票価値の較差拡大の主要な要因は旧区割基準の1人別枠方式にあり、立法時の合理性は失われたと判示したことを踏まえて、平成24年改正法により、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除され、さらに、同改正法の定めた枠組みに基づき、平成25年改正法により、各都道府県の議員定数配分につき0増5減とした上で、各選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口の2倍未満となる

ように、17都県の42選挙区で選挙区割りが改定され、本件区割規定が定められたのである。

本件区割規定は、上記のように平成23年大法廷判決の指摘を踏まえて改定された区割規定である。本件区割規定の下では、直近の国勢調査である平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差は1.998倍であり、2倍未満となっていた。もっとも、本件区割規定が制定された後の人口変動もあって、本件選挙当日における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、最小の宮城県第5区と最大の東京都第1区との間で1対2.129となっていたが、その較差は2倍を少し超える程度であって、区画審設置法4条1項が区画審による選挙区改定の勧告を、10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報に公告された日から1年以内に行うものとされていること等に照らすと、区割規定が定められた後の次回の国勢調査に基づく区画審による選挙区改定の勧告までの間に人口変動によって選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の較差が2倍を一定程度超える状況になることは想定されているというべきである。

そうすると、国会が具体的な選挙区を定めるに当たって考慮することのできる諸事情のほか、本件区割規定が制定されるに至った改正の経緯及びその内容、本件選挙時における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の較差の程度等の事情を総合的に考慮すると、本件区割規定の制定及び施行は、国会に与えられた裁量権の行使の合理的な範囲内にあるというべきであって、本件選挙当时、本件区割規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできない。

原告らは、本件区割規定が、憲法56条2項、1条、前文第1文によって要求される人口比例選挙の保障に反する配分になっているから、憲法に違反し、憲法98条1項により無効であると主張する。しかし、前記1で述べたとおり、憲法は、投票価値の平等を要求しているものの、それは選挙制度の仕組みを決

定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、本件区割規定の制定及び施行は、前記で判断したとおり、国会に与えられた裁量権の行使の合理的な範囲内にあるというべきであり、憲法56条2項、1条、前文第1文によって原告らが主張する人口比例選挙が保障されているか否かはともかくとして、本件区割規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるとはいえないから、原告らの前記主張は理由がなく、採用することができない。

また、原告らは、本件区割規定が、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決が判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する1人別枠方式に係る部分を廃止する区割配分になつていいないので、上記各大法廷判決に違反し、憲法98条1項により無効であると主張する。

なるほど、前記2で認定したとおり平成23年大法廷判決は、平成21年選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が拡大していたのは、旧区画審設置法3条2項の1人別枠方式がその主要な要因になつておらず、その方式は既に立法時の合理性が失われていたものと指摘し、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び同区割基準に従つて改定された平成14年区割規定の定める選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていたと判示した。

しかし、前記説示のとおり、平成23年大法廷判決を受けて、平成24年改正法により1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除され、さらに同改正法の定めた枠組みに基づき、平成25年改正法により選挙区間の人口較差が2倍未満になるように選挙区割りが改定され、本件区割規定が制定されたものである。

なお、平成25年大法廷判決は、「0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、平成22年国勢調査の結果を基に1人別枠方式の廃止後の新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体と

して新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されてい  
るとはいえない、そのため、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区  
が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、1人別枠方式の構造的な問  
題が最終的に解決されているとはいえない。」と判示している。しかし、平成2  
5年大法廷判決は、それに続けて「しかしながら、この問題への対応や合意の  
形成に様々な困難が伴うことを踏まえ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選  
挙制度の整備については、今回のような漸次的な見直しを重ねることによって  
これを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されて  
いるところと解される。」と判示しており、本件区割規定については、国会の裁  
量に係る現実的な選択として許容しているところである。

したがって、本件区割規定が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判  
決に違反しているということはできないので、原告らの前記主張は理由がなく、  
採用することができない。

以上によれば、本件区割規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に  
至っているということはできない。

#### 4 本件区割規定について、憲法上要求される合理的期間内における是正がされ なかつたといえるかについて

前記3のとおり、本件区割規定は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状  
態に至っているとはいえないが、仮に憲法の投票価値の平等の要求に反する状  
態に至っているとした場合に、念のため、本件区割規定について、憲法上要求  
される合理的期間内における是正がされなかつたといえるかを検討しておく。

前記1(2)のとおり、定数配分又は選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求  
に反する状態に至っている旨の判断がされた場合、国会において憲法上要求さ  
れる合理的期間内における是正がされなかつたといえるかを判断するに当たつ  
ては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのた  
めに検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考

慮して、国会における是正の実現に向けた取組みが司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものである。

これを本件についてみると、前記2に認定したとおり、平成23年大法廷判決を受けて、平成24年改正法により1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除され、さらに、同改正法の定めた枠組みに基づき、平成25年改正法により、各都道府県の議員定数配分につき0増5減とした上で、各選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内における人口の最も少ない選挙区の2倍未満となるよう、17都県の42選挙区で選挙区割りが改定されて本件区割規定が制定され、平成25年7月28日に施行され、本件選挙はこの改定後の本件区割規定に基づいて施行されたものである。また、平成25年大法廷判決後の国会においては、平成26年6月に衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査、検討等を行うための有識者による衆議院議長の諮問機関である選挙制度調査会が設置され、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方途、現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点を諮問事項として調査、検討し、当時の衆議院議員の任期（平成28年12月）を念頭に立法作業や周知期間を考慮して、その意見を集約して議長に答申することとされている。そして、選挙制度調査会は、設置後本件選挙までに4回開催され、主に一票の較差是正の方途について議論がされ、衆議院の解散によって休止されていたが、平成27年以降議論を再開することになり、同年2月9日及び同年3月3日に会合が開催されることになっているなど、今後とも継続的な議論が行われる予定である。

以上のとおり、平成23年大法廷判決による司法判断を受けて、平成24年改正法により1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除され、同改正法の定めた枠組みに基づき、平成25年改正法により定数配分及び選挙区割りが見直されて本件区割規定が制定されるに至った一連の改正の経緯に加え、

それらの改正後においても、国会では、衆議院議長の諮問機関である選挙制度調査会が設置され、一票の較差を是正する方途等が議論され、今後とも議論される予定であることなどの事情を総合考慮すれば、国会における是正の実現に向けた取組みは、平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったということができ、本件区割規定について憲法上要求される是正のための合理的期間を徒過したものということはできない。

原告らは、最高裁判決にいう「合理的期間の判例法理」自体が憲法に違反しており、憲法98条1項によりその効力を有しない旨主張する。しかし、前記1(2)で述べたとおり、衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、裁判所が段階的な判断の枠組みに従って審査を行うという方法を採用するのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものであって、裁判所において、選挙制度について憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断したとしても、その是正は国会の立法によって行われることになり、その是正方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、自ら憲法上要求される合理的期間内において制度のは是正を行うことが憲法の趣旨に沿うものというべきであって、「合理的期間の判例法理」自体が憲法に違反しているということはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

また、原告らは、仮に「合理的期間の判例法理」によるとしても、平成23年大法廷判決の言渡日（平成23年3月23日）から本件選挙の施行日（平成26年12月14日）までに3年8か月22日が経過しており、既に合理的期間は徒過したから本件区割規定は無効である旨主張する。しかし、前記のとおり、国会における憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組みが司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであ

ったといえるか否かという観点から評価すべきものであって、前記2(2)ないし(7)のとおり、平成23年大法廷判決による司法判断を受けて、国会で行われた是正の実現に向けた取組みを総合考慮すれば、平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったということができ、本件区割規定について憲法上要求される是正のための合理的期間を徒過したものということはできないので、原告らの前記主張は理由がない。

さらに、原告らは、国会議員が選挙区割りの改正立法のための国会での活動において、国家機関として、裁量権を遅滞なく、合理的に行使するよう求められているところ、自らの身分の喪失に関わる新たな選挙区割りに反対するという私益のために改正立法作業を遅延させることは憲法99条の憲法尊重擁護義務に違反するものであって、「合理的期間」の判断にあたって考慮すべきではないと主張する。しかし、前記2(2)ないし(4)のとおり、平成23年大法廷判決による司法判断を受けて、平成24年改正法により1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除され、同改正法の定めた枠組みに基づき、平成25年改正法により定数配分及び選挙区割りが見直されて本件区割規定が制定されるに至った一連の改正の経緯に照らせば、国会議員が自らの身分の喪失に関わる新たな選挙区割りに反対するという私益のために改正立法作業を遅延させたということはできないので、原告らの前記主張は理由がない。

以上によれば、本件区割規定は、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、憲法14条1項等の憲法規定に違反するものということはできない。

5 よって、その余の点について判断するまでもなく、本件請求は理由がないからいざれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 大 段 亨

裁判官 河 村 浩

裁判官 森 脇 江 津 子